

Ⅲ. 都市計画法第 34 条第 1～13 号の判断基準

令和 3 年 3 月 23 日

石川県土木部建築住宅課

目 次

都市計画法第 34 条第 1～13 号の判断基準

1 - 1	法第 34 条第 1 号（日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗等）	・ 1
1 - 2	法第 34 条第 1 号（公益上必要な建築物）	・ ・ ・ ・ ・ 2
2	法第 34 条第 2 号（鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの）	・ ・ ・ ・ ・ 3
3	〃 第 4 号（農林水産物の処理等の施設）	・ ・ ・ ・ ・ 3
4	〃 第 6 号（中小企業振興のための施設）	・ ・ ・ ・ ・ 3
5	〃 第 7 号（既存工場の増設）	・ ・ ・ ・ ・ 3
6	〃 第 9 号（沿道サービス施設）	・ ・ ・ ・ ・ 4
7	〃 第 13 号（既存の権利）	・ ・ ・ ・ ・ 5

付 録

取扱表 1	日常生活に必要な物品の販売等業種（法第 34 条第 1 号）	・ ・ ・ ・ ・ 7
取扱表 2	沿道サービス施設の対象となる道路及び区間（法第 34 条第 9 号）	・ ・ ・ ・ ・ 10
参考資料	都市計画（線引き）の設定状況	・ ・ ・ ・ ・ 11

平成 26 年 8 月 1 日全部改正
平成 26 年 11 月 17 日一部改正
平成 28 年 8 月 5 日一部改正
令和 3 年 3 月 23 日一部改正

都市計画法第 34 条第 1～13 号の判断基準

市街化調整区域（以下「調整区域」という。）において例外的に許可できる開発行為を規定した都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、以下「法」という。）第 34 条のうち、第 1 号から第 13 号までの判断に関しての考え方は、次のとおりである。

許可の対象となる建築物の建ぺい率及び容積率の上限は、各基準において指定がある場合を除き、用途地域の指定のない区域の値とする。

1－1 法第 34 条第 1 号（日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗等）

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ 既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

「連たん」とは、建築物敷地相互の間隔が、おおむね 50m 以下で繋がっていることをいう（以下、本基準において同じ。）。

「既存集落」とは、地形、地勢、地物等の自然的条件及び文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性等の社会的条件に照らし、独立して一体的な日常生活圏を構成しており、相当数の建築物（おおむね 50 戸を基準とする。）が連たんしているものをいう（以下、本基準において同じ。）。

ロ 道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないよう整備されていること。ただし、自ら必要な公共施設の整備を行う場合は、この限りでない。

ハ 敷地面積は 500 m² 以下であること。ただし、敷地の形状により周辺に宅地利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

イ 建築物の用途が、次の各号の一に該当するものとする。

(イ) 取扱表 1 に掲げる業種である建築物。ただし、同表に掲げる業種のいずれにも特定できないものは、周辺住民の利便の用に供するものであるか否かにより判断する。

「自動車修理工場」は、その地域で自らその業務を営んでいた者等によるものであること。

「集会所等」は、県及び市町等の公的機関の助成（補助、融資等）を受けて行うものであること。ただし、町会が設置する消防小屋、ゴミ収集所等は、この限りでない。

なお、法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する施設に準ずる施設で、地区集会所、集落青年館、公民館（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）によるものを除く。）等の公益性の高い施設は、法第 34 条第 14 号で取り扱う。

(ロ) 農林漁家生活改善施設等の公益性が担保されている建築物。

- ロ 店舗の売場面積(客席面積)は120㎡以下とし、その他の部分は売場面積(客席面積)に対して必要最小限であること。
- ハ 自動車修理工場の床面積は150㎡以下であること。
- ニ 住宅が附属する場合は、住宅の用に供する部分が、延床面積の50%以下であること。
- ホ 建築物の配置計画及び平面計画は、店舗等として適切なものであること。
- ヘ 建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下であること。

(3) その他次の各号に該当するものとする。

- イ 営業に関する許可等が必要な場合は、それが得られること。
- ロ 建築の完了後速やかに開業し、継続的に営業できるものであること。

(4) 申請には規則第16条に規定する図書のほか、次のものを添付すること。

- イ 付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- ロ 販売、加工、修理等の営業内容を記載した書類
- ハ 営業に必要な免許証等の写し

1-2 法第34条第1号(公益上必要な建築物)

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

- イ 既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。
- ロ 道路等の公共施設が、本基準1-1(1)ロに適合すること。
- ハ 後記(2)イ及びロの敷地面積は3,000㎡以下であること。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

- イ 通所系施設である社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設(短期間の宿泊を伴う老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護施設などを含む)。
- ロ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所で入院施設を有しないもの。
- ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校で児童、生徒の通学範囲が市町全域とするなどの広域でなく、かつ、寮等の居住施設を有しないもの。
- ニ 住宅が附属する場合は、住宅の用に供する部分が、延床面積の50%以下であり、かつ、120㎡以下であること。
- ホ 建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下であること。

(3) その他次の各号に該当するものとする。

- イ 施設の開設に関する許可等が必要な場合は、それが得られること。
- ロ 建築の完了後速やかに開業し、継続的に事業できるものであること。

(4) 申請には規則第 16 条に規定する図書のほか、次のものを添付すること。

- イ 付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- ロ 当該施設の事業内容を記載した書類
- ハ 事業に必要な免許証等の写し

2 法第 34 条第 2 号（鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの）

(1) 「鉱物資源の有効な利用上必要な建築物」は、当該調整区域において産出する鉱物を対象とする採掘、選鉱その他の品位の向上処理及びこれと密接不可分な加工並びに地質調査、物理採鉱等の採鉱作業及び鉱山開発事業の用に供する建築物で、日本標準産業分類 D-1 鉱業に属する事業、セメント製造業、生コンクリート製造業、粘土かわら製造業、砕石製造業等の用に供するものとする。

鉄鋼業、非鉄金属製造業、コークス製造業、石油精製業等は該当しない。

(2) 「観光資源の有効な利用上必要な建築物」は、当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断し必要なものとする。

(3) 「その他の資源の有効な利用上必要な建築物」には、当該調整区域における水を対象とする取水、導水、利水又は浄化のため必要な建築物を含む。なお、当該水を原料、冷却用水等として利用する工場等は、原則として該当しないが、当該地域で取水する水を当該地域で使用しなければならない特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 法第 34 条第 4 号（農林水産物の処理等の施設）

許可の対象となる建築物は、当該調整区域における農林水産物を主として対象とする処理、貯蔵又は加工に必要な建築物で、畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀・製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業等の用に供するものとする。

なお、法第 34 条第 4 号に該当するもので店舗部分が付属するものは、法第 34 条 14 号で取り扱う。

4 法第 34 条第 6 号（中小企業振興のための施設）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）及び石川県中小企業高度化資金貸付規則（昭和 43 年石川県規則第 13 号）により、同規則別表第一に掲げる助成を受ける事業であること。

5 法第 34 条第 7 号（既存工場の増設）

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

- イ 敷地拡大後の敷地面積は、既存工場の敷地面積の2倍以下とする。ただし、敷地の形状により周辺に宅地的利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合は、この限りでない。
- ロ 敷地の拡大部分は、既存工場敷地の隣接地又は同一敷地と判断できる土地とする。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

- イ 市街化区域と調整区域の区分（以下「線引き」という。）以前より、当該調整区域内で操業を継続している工業の用に供されている工場（以下「既存工場」という。）の事業活動の効率化を図るための増設であること。
なお、「線引き以前より操業」という条件に該当しないものは、法第34条第14号で取り扱う。
- ロ 周辺宅地の環境保全に配慮した配置計画であること。
- ハ 建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下であること。

6 法第34条第9号（沿道サービス施設）

(1) 許可の対象となる建築物は、取扱表2に掲げる道路の沿道において建築されるもので、次の各号の一に該当するものとする。

イ 道路管理施設

道路の維持、修繕、その他の管理を行うために、道路管理者が設置する施設

ロ 給油施設等

ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド、電気自動車用充電スタンド

ハ 自動車運転者の休憩所

自動車の運転者のための適切な規模の休憩施設であって、施設利用者が自由に利用できるトイレ、洗面を設けた次の各号の一に該当する施設をいう。

(イ) 飲食店（売店が附属するものを含む。）

(ロ) 沿道サービス型コンビニエンスストア

次の各号に該当するものとする。

(a) 主として飲食料品を中心とした各種最寄り品を小売する店舗で、日本標準産業分類（平成19年11月改定）による細分類5891「コンビニエンスストア」に該当するもの。

(b) 敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡以下であること。

(c) 延べ面積は250㎡未満であること。

(d) テーブル及び座席を設置した10㎡以上の休憩スペースを有すること。

(ハ) 道の駅

「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日建設省道企発第19号）に基づき、道の駅として登録されることが確実なもので、道路管理者との協議が調っているもの。

(2) 取扱表 2（沿道サービス施設の対象となる道路及び区間(1)及び(4)を除く。）に掲げる道路（以下「対象道路」という。）の沿道においては、次の各号に該当するものとする。

イ 敷地面積が 1,000 m²以上であること。

ロ 対象道路に、敷地周囲の長さの 8 分の 1 以上が接していること。

ハ 主要な出入口は、対象道路に面すること。

ニ 当該建築物の敷地となる部分（建築物の建築が可能となる部分）には、都市計画施設の区域を含まないこと。

ホ 当該施設の規模及び用途に応じ、駐車場が有効に配置されていること。

ヘ 敷地の対象道路に接する部分（出入口部分を除く）に、幅 3m 以上の植樹帯を設けていること。

7 法第 34 条第 13 号（既存の権利）

(1) 「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用することをいう趣旨であるので、当然自然人に限られることとなり、会社が従業員宿舎の建設のために行う開発行為、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のために行う開発行為は、これに該当しない。

(2) 「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり、また、文理上この場合は住宅を含まないので、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為は該当しないことはもちろん、貸事務所、貸店舗等も該当しない。これに対し、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業等協同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は該当する。

(3) 開発行為を行うため農地法第 5 条の規定による許可を受けなければならない場合にあつては、調整区域となる前に当該許可を受けていること。

(4) 本号の届出をした者の地位は、相続人その他の一般承継人に限り承継し得るものとする。

取扱表1 日常生活に必要な物品の販売等業種(法第34条第1号)

	業種	品名または店名(業種名)	摘要	産業分類 細分類 番号
織物・衣服 ・身のまわり 品小売業	呉服・服地小売業	呉服、和服、反物、帯、服地、小ぎれ、裏地、らしや		5711
	男子服小売業	洋服、注文服、テーラー、学生服、オーバーコート、レインコート、ジャンパー、作業服、ズボン	既成、注文を問わない	5721
	婦人服小売業	婦人服、婦人服仕立、婦人用事務服、洋裁、レインコート、毛皮コート、ブティック	既成、注文を問わない	5731
	子供服小売業	子供服、子供服仕立、ベビー服	既成、注文を問わない	5732
	靴小売業	靴、ゴム靴、合成皮革靴、プラスチック成型靴、布製靴、地下足袋、靴附属品、注文靴、靴ひも、靴墨		5741
	履物小売業	げた、草履、スリッパ、サンダル		5742
	かばん・袋物小売業	かばん、トランク、ハンドバック、袋物		5791
	下着類小売業	補正着、下着、Tシャツ		5792
	洋品雑貨・小間物小売業	洋品、装身具、化粧道具、シャツ、ワイシャツ、帽子、ネクタイ、ハンカチーフ、ふろしき、手ぬぐい、タオル、足袋、靴下、扇子・うちわ、紋章、ベルト、バックル、裁縫用品		5793
	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	洋傘、和傘、ステッキ、白衣、水着		5799
飲食品小売業	各種食料品小売業	各種食料品、食料雑貨	各種食料品を一括して小売りするもの	5811
	野菜小売業	野菜、八百屋		5821,
	果実小売業	果物		5822
	食肉小売業	肉、獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージ		5831
	卵・鳥肉小売業	卵、鳥肉		5832
	鮮魚小売業	魚、鮮魚、貝類、かき、川魚、冷凍魚、海藻		5841
	酒小売業	酒		5851
	菓子小売業	洋菓子、和菓子、干菓子、だ菓子、せんべい、あめ、ケーキ、まんじゅう、もち、アイスクリーム・アイスキャンデー、ドーナツ	製造小売でないもの	5862
	パン小売業	パン	製造小売でないもの	5864
	牛乳小売業	牛乳、牛乳スタンド		5892
	飲料小売業	清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、茶類飲料		5893
	茶小売業	茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶	各種の茶及び類似品	5894
	料理品小売業	そう菜、折詰、揚物、駅弁、調理パン※、おにぎり、すし※、煮豆、ハンバーガー※、持ち帰り弁当※、ピザ※	※他から仕入れたもの又は作り置きのもの	5895
	米穀類小売業	米麦、雑穀、豆類		5896
	豆腐、かまぼこ等加工食品小売業	豆腐、こんにゃく、納豆、つくだ煮、漬物、たい味そ、ちくわ、おでん材料	製造小売でないもの	5897
	乾物小売業	乾物、干魚、干びょう、ふ、乾燥野菜、乾燥果実、こうや豆腐、干しのり、くん製品、海藻	水産物、農産物の乾物	5898
他に分類されない食料品小売業	氷、乾めん、インスタントラーメン、缶詰、乳製品、調味料		5899	

	業 種	品名または店名（業種名）	摘 要	産業分類 細分類 番号
飲食店	食堂、レストラン （専門料理店を除く）	食堂、大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン（各種の料理を提供するもの）		7611
	そば・うどん店	そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店		7631
	すし店	すし屋		7641
	喫茶店	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ		7671
	その他の飲食店	大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店 等		7699
機械器具 小売業	二輪自動車小売業	二輪自動車、スクータ、原動機付自転車、二輪自動車部分品・附属品		5914
	自転車小売業	自転車、リヤカー、自転車・同部分品・附属品、自転車タイヤ・チューブ、中古自転車、モーターバイク		5921
	電気機械器具小売業 （中古品を除く）	テレビジョン受信機、電気洗濯機、電気ストーブ、電気アイロン、電気冷蔵庫、電気掃除機、電球、電気音響機械器具、扇風機、電気医療機械器具、電気井戸ポンプ、CDプレーヤー、DVDレコーダー、ビデオカメラ、録音・録画ディスクメディア、電話機、携帯電話機、電気毛布、ホットカーペット、デジタルカメラ		5931
	その他の機械器具小売業	ガス器具、ミシン・編機・同部分品、石油ストーブ、度量衡器、金庫、浄水器		5939
その他の小 売業	金物小売業	金物店、刃物、そり刃、くぎ、ほうろう鉄器、鉄器、アルミニウム製品、鋳前、魔法瓶		6021
	荒物小売業	荒物屋、日用雑貨、ほうき、ざる、はし、ふるい、たわし、竹かご、バスケット、竹細工、わら製品、縄、しゅろ細工、ろうそく、マッチ、こうり（行李）、ポリバケツ、ガムテープ・荷造ひも、農業用ビニールシート		6022
	陶磁器、ガラス器小売業	瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス器、食器（陶磁器製、ガラス製のもの）、花器（陶磁器製、ガラス製のもの）		6023
	医薬品小売業	薬局（一般用医薬品の小売を主とするもの）、薬店、漢方薬、生薬、薬種		6032
	調剤薬局	薬局（調剤を主とするもの）、調剤薬局、ファーマシー（調剤を主とするもの）		6033
	化粧品小売業	化粧品店、香水、香油、おしろい、整髪料、石けん（化粧、洗顔、薬用のもの）、歯磨、シャンプー、白髪染		6034
	農業用機械器具小売業	農業用機械器具、すき・くわ・かま、鳥獣害防除器具、畜産用機器、養蚕用機器、耕うん機、ハンドトラクタ、コンバイン		6041
	苗・種子小売業	種苗、苗木、種子		6042
	肥料、飼料小売業	肥料（化学肥料、有機質肥料、複合肥料）、飼料、農薬、園芸用土		6043
	ガソリンスタンド	給油所、液化石油ガス（LPG）スタンド		6051
	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	薪炭、練炭、豆炭、石炭、プロパンガス、灯油		6052

	業 種	品名または店名（業種名）	摘 要	産業分類 細分類 番号
その他の小 売業	書籍、雑誌小売業	書店、洋書取次店、楽譜		6061
	新聞小売業	新聞販売店、新聞取次店		6063
	紙、文房具小売業	洋紙、板紙、和紙、ふすま紙、障子紙、帳簿類、ノート、万年筆、鉛筆、ペン、インキ、すずり、筆、朱肉、製図用具、そろばん、手工材料、絵画用品（水彩絵具、毛筆、パレット、画架など）		6064
	スポーツ用品小売業	運道具、スポーツ用品、ゴルフ用品、釣具、狩猟用具、スポーツ用靴（スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど）、運動衣（野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など）、ジェットスキー、サーフボード、登山用品（登山ザック、登山用テントなど）、競泳用水着		6071
	がん具、娯楽用品小売業	おもちゃ屋、人形、模型がん具、教育がん具、羽子板、娯楽用品（囲碁、将棋、マーじゃん、トランプ、花札、かるたなど）、テレビゲーム機、ゲーム用ソフト		6072
	写真機、写真材料小売業	写真機、撮影機、映写機、写真感光材料、写真フィルム		6081
	時計、眼鏡、光学機械小売業	時計屋、眼鏡、コンタクトレンズ、双眼鏡、望遠鏡	時計、メガネ販売、附随して修理研磨するものを含む	6082
	たばこ、喫煙具専門小売業	たばこ、喫煙具	もっぱら煙草、喫煙具を小売りするもの	6092
	花、植木小売業	花屋、切花、フローリスト、植木、盆栽		6093
	中古品小売業（骨とう品を除く）	中古衣服、古道具、中古家具、古建具、古楽器、古写真機、古運動具、中古靴、古レコード、中古CD、中古ゲーム用ソフト、リサイクルショップ（中古電気製品、古本屋を除く）		6098
洗濯・ 理容・ 美容・ 浴場業	普通洗濯業	洗濯業、クリーニング業、ランドリー	衣服などを原型のまま洗濯する事業	7811
	洗濯物取次業	洗濯物取次所、クリーニング取次所		7812
	理容業	理容店、理髪店、パーパー、床屋		7821
	美容業	美容室、美容院、ビューティーサロン		7831
	一般公衆浴場業	銭湯		7841
	洗張・染物業	洗張、張物、湯のし、染抜（しみぬき）、染物屋、京染屋、丸染屋、染直し、色揚、染物取次	個人の注文で衣類、織物などの染色、洗張、湯のし、染み抜きを行うもの	7891

	業 種	品名または店名（業種名）	摘 要	産業分類 細分類 番号
技術サービス業	写真業（商業写真業を除く）	写真撮影、写真館、街頭写真		7461
その他の生活関連サービス業	物品預り業	手荷物預り、荷物一時預り、自転車預り、コインロッカー		7941
	食品賃加工業	小麦粉賃加工、菓子賃加工、精米賃加工		7991
	写真プリント、現像・焼付業	デジタルカメラ写真プリント、写真現像・焼付、写真修整、DPE取次		7993
	古綿打直し業	古綿打直し		7999
協同組合（他に分類されないもの）	農業協同組合 ※1	農協（各種事業を行うもの） ※2		8711
	漁業協同組合 ※1	漁業（各種事業を行うもの） ※2		8712
	水産加工業協同組合 ※1			8713
	森林組合 ※1			8714
医療業	療術業	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復		8351
その他	修理業	自動車修理工場	S56. 8. 15建発第493号 土木部長通知	
		農機具修理		
	集会施設	集会所等	S56. 5. 15建発第273号 土木部長通知	

※1 当該地域に必要な同組合の支所又は出張所とする。

※2 本表による業種及び本取扱いによる規模とする。

取扱表2 沿道サービス施設の対象となる道路及び区間(法第34条第9号)

平成12年5月31日一部改正(金沢市を除外)
 平成21年11月18日一部改正
 平成25年10月9日一部改正(能美市を除外)
 平成26年11月17日一部改正(白山市を除外)
 平成28年 月 日一部改正

都市計画区域	沿道サービス施設の対象となる道路及び区間
金沢都市計画区域	(1) 一般国道8号中、野々市市の区間 (2) 一般国道157号(金沢外環状道路)中、野々市市の区間 (3) 主要地方道金沢・小松線(金沢外環状道路)中、野々市市の区間
小松都市計画区域	(4) 一般国道305号中、小松市の区間 (5) 主要地方道寺畠・小松線中、一般国道305号から主要地方道金沢・美川・小松線までの区間 (6) 主要地方道金沢・美川・小松線中、小松インターから一般国道360号までの区間 (7) 一般国道360号中、空港西口交差点から主要地方道金沢・小松線までの区間 (8) 主要地方道小松・加賀線中、空港西口交差点から加賀市境までの区間

◎ 沿道サービス施設の対象となる道路及び区間の指定要件

四車線以上の道路で、

- ① 国道
- ② 主要地方道
- ③ ①、②以外の県道、市道、町道で当該市町が交通上特に主要な道路として位置づけている道路

上記①から③のいずれかに該当するもので、

- ア 交通の安全上及び道路の整備上支障のない道路及び区間であること。
- イ 当該市町から指定の要望があったもの。
- ウ 「いしかわ景観総合計画」の特別エリアである沿線エリアでないこと。

上記アからウまでに該当するものを指定できるものとする。

ただし、都市計画法第 34 条第 1～13 号の判断基準を定め、沿道サービス施設の対象となる道路及び区間を指定している金沢市及び白山市の道路は、本基準の指定の対象から除く。

(参考資料)

都市計画（線引き）の設定状況

	金沢都市計画	小松都市計画	白山都市計画
当初設定	S45. 7. 1	S50. 5. 1	S50. 6. 6
第 1 回見直し	S52. 12. 27	S58. 5. 4	S58. 5. 4
第 2 回見直し	S59. 11. 30	H 3. 9. 17	H 2. 6. 5
第 3 回見直し	H 4. 3. 10	H12. 6. 23	H12. 6. 23
第 4 回見直し	H13. 6. 22	H16. 5. 11	H16. 5. 11
第 5 回見直し	H16. 5. 11	H27. 6. 2	H24. 6. 5
第 6 回見直し	H21. 6. 2	R3. 1. 26	
第 7 回見直し	R1. 10. 29		